

令和元年度 第1回豊川市男女共同参画審議会 議事録

1 日時

令和元年10月7日（金）午後1時30分～

2 会場

豊川市役所 本34会議室（本庁舎3階）

3 議題

- （1）豊川市の女性登用率について
- （2）豊川市男女共同参画基本計画の進捗状況について
- （3）令和元年度男女共同参画関係事業について
- （4）豊川市男女共同参画意識調査について

4 出席

〔男女共同参画審議会委員〕

加藤知佳子委員、松下紀人委員、杉浦綾子委員、恩田やす恵委員、橋本記久子委員、
神谷典江委員、今泉エツ委員、小島由香委員、白井博成委員、坂東信孝委員

鈴木敏彰市民部長

森下保市民部次長兼人権交通防犯課長

〔人権交通防犯課〕

佐野正典課長補佐、伊藤純子人権推進係長、石原佳永子事務員

5 会議の公開の可否

公開

6 傍聴者数

7名

【人権交通防犯課長】

それでは、みなさん、定刻になりましたので、ただ今から「令和元年度第1回豊川市男女共同参画審議会」を開催させていただきます。

私は、市民部次長兼人権交通防犯課長の森下でございます。会長が選出されるまで、審議会の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、男女共同参画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろは、市の男女共同参画社会施策に格別なご理解とご協力をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げます。

本日は、全委員の方が出席されていますので、豊川市男女共同参画審議会規則第4条第2項の規定により本会議は成立していることを申し上げます。

それでは、はじめに市民部長よりご挨拶申し上げます。

【市民部長】

あらためまして、こんにちは。市民部長の鈴木敏彰と申します。よろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中男女共同参画審議会のほうにご出席いただきまして誠にありがとうございます。厚生労働省の統計でございますが、女性の年齢階級別労働力率はM字カーブを描いておりまして、そのM字カーブの中心となります。20代から50代の女性の就業率、潜在的労働力率の差は未だ大きく就業を希望しているが働けていない女性の方も237万人おられるということになっております。こうしたなか、今年度は市民及び事業所の男女共同参画に関する意識調査を実施いたします。

この調査でございますが、令和2年度末で期間満了となります豊川市男女共同参画基本計画、こちらの新たな計画策定の際の基礎資料なるようでございまして、前回実施したのは5年前でございますので、必要に応じた現状にあった調査項目も必要かと思っています。本日は、その意識調査の設問内容、その他についてご議論いただくことになるかと思っております。皆さま方から忌憚のないご意見をいただければと思っております。甚だ簡単ではございますが、開催にあたりましてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございました。着座にて進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、「豊川市男女共同参画審議会」委員の委嘱についてでございますが、皆様におかれましては、8月1日付けで新たに委員をお願いしております。委嘱状を直接皆様にお渡しする

のが本来ですが、時間の都合もございますので、事前に皆さんのお手元に配らせていただいております。ご了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、「男女共同参画審議会」委員の皆様をご紹介します。お手元の資料 1「豊川市男女共同参画審議会委員名簿」をご覧ください。この名簿順にご紹介いたしますので、簡単に自己紹介をお願いします。

〈各委員自己紹介〉

【人権交通防犯課長】

皆さま、ありがとうございました。それでは、続きまして事務局の方の紹介をさせていただきます。

〈事務局自己紹介〉

【人権交通防犯課長】

以上の人間で事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
それでは、この審議会の役割についてご説明させていただきます。豊川市男女共同参画推進条例第3章に男女共同参画審議会について規定がございます。審議会は、基本計画の策定や推進に関する重要な事項及び施策について調査審議することが主な役割となります。また、本会議は基本的に公開となっておりますので、ご了解の程お願いいたします。

本日は、傍聴される方が7名ほどお見えになりますのでよろしくお願いいたします。
「豊川市男女共同参画推進条例」「豊川市男女共同参画審議会規則」また、「傍聴に関する取扱い」については、お手元のある資料8、9、10をご参照下さい。

それでは、ここから議事に入らせていただきます。まず議題（1）「会長の選出及び副会長の指名」についてですが、先ほどご説明いたしました審議会規則の第3条に「審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長にあっては委員の互選により定め、副会長にあっては会長の指名した者を充てます。」と規定されています。これに従いまして、まず、指名推薦か選挙ということになりますが、特にご意見なければ指名推薦で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【各委員】

異議なし。

【人権交通防犯課長】

ご異議がないようですので、指名推薦で行います。それでは、どなたか会長の推薦をお願いできたらと思います。

【委員】

はい、私いいですか。学識経験者でもあります加藤知佳子委員を会長に推薦したいと思います。お願いいたします。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございました。ただいま委員から加藤委員を会長にとのご発言がございましたが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【人権交通防犯課長】

ご異議がないようですので、審議会長は、加藤委員となりました。よろしく申し上げます。

続きまして、副会長の選出でございますが、審議会規則第3条に「会長の指名した者を充てます。」と規定されておりますので、会長の方からご指名をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【加藤会長】

はい、それでは、審議会委員を長く務めていらっしゃる橋本記久子委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【橋本委員】

何もできませんがよろしくお願いいたします。

【人権交通防犯課長】

それでは、豊川市男女共同参画審議会の会長は加藤委員、副会長は橋本委員に決定となりました。どうぞ前の席へお移りください。よろしくお願いします。

ありがとうございます。それでは、会長よりごあいさつをお願いします。

【会長】

あらためまして、加藤でございます。あの、審議会の委員というのは全然ないわけではありませんが、沢山経験しているわけではございませんので、何卒、みなさんご協力のほどよろしくお願いします。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございました。

それでは、副会長よりごあいさつをお願いします。

【副会長】

私、今人権の方で子供人権の方を担当させてもらっているのですが何かそんな方面から意見が言えることができたらいいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございました。

それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いします。

【会長】

それでは、議事に入らせていただきますが、まず、豊川市男女共同参画基本計画が令和2年度末で期間満了となるため、計画の策定の基礎資料となる意識調査を今年度行いますので、本日の審議会は、議題（５）豊川市男女共同参画意識調査についてを重点的に審議していただきたいと思いますと考えています。議題（２）～議題（４）につきましては、ポイントとなる部分の説明になると思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、議題（２）豊川市の女性登用率について事務局より説明をお願いします。

【人権推進係長】

≪議題（２）豊川市の女性登用率について≫ 資料を説明

【会長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明についてご意見がある人いらっしゃいますか。ございませんか。では、またのちほど何かありましたら次からお願いしたいと思います。

続きまして、次の議題（３）豊川市男女共同参画基本計画進捗状況について事務局より説明をお願いいたします。

【人権推進係長】

≪議題（３）豊川市男女共同参画基本計画の進捗状況について≫ 資料を説明

【会長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明についてご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

はい、基本計画の中で個別事業番号６４の男女混合名簿について一言意見を述べさせていただきますと思います。９月議会の一般質問で豊川市の全小中学校での男女混合名簿の使用状況の質問がありました。小学校では、２６校中７校が男女混合名簿を使用しているということでした。男女混合名簿を使用していた学校の先生がいらっしゃるということなので、どのように使用したか簡単にお訊きしたいのですが。よろしいでしょうか。男女混合名簿を使用した時の不便さなどが、何かありましたら。

【委員】

一口で言ってしまうと不便はなかったのですが、前任校が５年くらい前まで男女混合名簿を使っていて途中で男女名簿に戻って去年か一昨年、また男女混合名簿にした。ですが、運営上、あまり問題なかったかな。理由は一個ありまして、パソコンがとても使いやすくなったので。以前だと男女混合名簿入れるとそのままでしたが、データをパソコンに入れて必要に応じてどんなふうにも並べ替えができるので。健康診断だから男子だけのデータ

がほしいとか学級名簿は男女混合ままなどできるので、特別使っていて担任から不便は聞いていない状況です。

【委員】

ありがとうございます。男子が先の男女別名簿ですと卒業式などでいざという時に男子が優先という意識が先生にも子供にも無意識に刷り込まれてしまいます。心と身体の性別が一致しない子が男性に服従せず自立した女性の育成の為にも男女混合名簿の導入を進めてほしいと思います。以上です。

【会長】

事務局の方で何かありますか。

【人権交通防犯課長】

議会の方でもですね、議員さんからもご指摘をいただいております。我々としましてもですね、取り入れるものは取り入れるということの立場から学校教育課のほうへ相談をかけていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】

はい、ありがとうございました。この件について他にご意見、よろしいでしょうか。では、他の件についていかかでしょうか。はい、続けてどうぞ。

【委員】

はい、他の件で、個別事業番号58に関連することです。58番です。市内すべての中学校でブレザータイプの制服も選択できるようにすることを提案します。心と身体の性が一致しない子にとっては詰襟学ランやスカートを拒絶する子がいます。また、足がどうしても開いてしまう女の子もいます。我慢をして諦めて制服を着るのではなくて自分が選択した居心地よい制服で個性を発揮してほしいと思います。そこで、現行の詰襟、セーラー服に加えてズボンやキュロットも選べるジェンダーレスのブレザー制服導入を提案します。導入できたらいいなと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。何かコメントはございますか。

【人権交通防犯課長】

こちらのほうも、議会の中で触れられてらっしゃることございまして、教育委員会のほうで答弁をいただいております、その中でですね、なかなか難しい問題あるということをおっしゃることであって、現場のですね、教員の方々の意見を私どもも十分聞いておりませんですから、ただこの意見については、担当のですね、次長様あたりが十分配慮しますので、直接ですね、私どもから確認ができるのかな、進捗状況、こういう声もあるよということは伝わっておると思いますので、確認ができると思いますので、また機会がありましたらですね、その旨進捗状況等確認していきたいと思いますので、今の段階では、すみません、そのぐらいしか申し上げられませんがよろしくお願いいたします。

【会長】

では、別の機会でのご意見があると一応認識していらっしゃるということで、何か進み具合などがあったらこの会で言っていただくということでよろしくお願いいたします。他に何かございますか。

よろしいでしょうか。

はい、では、続いてですね、議題の（４）令和元年度男女共同参画関係事業ですね、事業について事務局より説明をお願いいたします。

【人権推進係男女共同参画担当】

《議題（４）令和元年度豊川市男女共同参画関係事業について》資料を説明

【会長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明についてご意見のある方がいらっしゃいますか。

【委員】

はい、市の職員向けにＬＧＢＴのセミナーをされたということですが、職員の方の感想や反応などをお聞かせいただきたいのですが。

【人権推進係長】

9月2日に行われた市職員対象のセミナーですが参加者が約110名の市職員が参加しました。最後にアンケートをいただきまして、その内容を見ますと「今までこのような状況に深く接していなかったので次回のきっかけにしていきたい」ですとか「身近に考えなければいけないことだと感じた」あとは「相談されやすい大人でありたい」と思いましたという感想、過去にトランスジェンダーの方と出会ったという方がいまして、「一つの個性であってその人の心を一番大切にしていあげられたらなと改めて思いました」という意見がありました。

その反面ですね、「理想は分かりますが自分の彼女となると冷静でいる自信がない」ですとか「人権について差別はあってはならないのですが自分と違うことを考えに取り入れることは難しい」と感じた方もいらっしゃいます。以上です。

【会長】

はい、ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

では、5番ですね、議題の（5）豊川市男女共同参画意識調査について事務局の方からご説明をお願いいたします。

【人権交通防犯課人権推進係長】

《議題（5）豊川市男女共同参画意識調査について》資料を説明

【会長】

説明は以上ですか。ありがとうございます。

それでは、詳細な内容についてはこちらでご意見をということですが、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【副会長】

私、以前の時に一緒に住んでいる母と義理の母のところにこのアンケートが来て、全く見てもわからないので、私と一緒にやった経験があるので、今回の場合はここにご本人のご回答が難しい場合はご家族のどなたかがご回答をくださるようということが付加えられているので、一緒にやることのできるのでもいいかなと思いながら、内容は年齢によってこのアンケートを受け取るイメージがものすごくギャップがあり、若い人と年配の人が同じ

これをやる時に難しいところがあるかなと思いながら少し見たところがあります。それで結果がでてくるのでいいのかなと思うのですが、少し引っかけますし、それが何とは言いつらいのですが、難しいところがあるなというのはあります。

【会長】

今のご意見に関して、確認ですけど、「ご本人の回答が難しい場合は、ご家族のどなたかがご回答くださるように」とこう書いてありますが、これは今の話だと指名されたご家族の人に代わって一緒に答えるというニュアンスですか。

【人権交通防犯課長】

どなたが答えてもいいですよと、そういうイメージで。

男女だけは1000人ずつなのですが、年代が明確に、例えば10代が何人、20代が何人という感じに送れないのですね。「あなたが何歳の代表ですよ」という意味での回答をお願いしているわけではないものですから、どなたが回答していただいても、とにかく回答していただければ。

【副会長】

たまたま80の人に来たけど、別に女性であればどなたが答えてもいいと。

【人権交通防犯課長】

そうですね。ただ、できれば、その届いた方に答えていただくのが本当は一番いいのですが、難しいというのはありますので、そういう意味でやらせていただいております。

【会長】

答えられた方の年齢とかで書いていただければいいですね。多分、それで結果的にはバラつくことがあるとは思いますが、それくらいは許容範囲でしょうとふうと考えられている感があると思いますけど。

【人権交通防犯課長】

あと、設問が変わっていないということですが、非常に耳が痛いなという感じなのですが、80代、70代の方の子育て感と、今の若い年代の子育て感との相違が年代別でクロスチェックできますので、それは一つのアンケートの成果かなと思いますので、この形で、

5年前にやらせていただいた内容と同じとさせていただきたいなというところでこの部分はご了承いただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

とりあえずは、よろしいでしょうか。他に、はい。

【委員】

これはあえて基本的な質問の内容について大きく変えないようにという意図があった訳ではないということですね。後半のところは明らかに性的マイノリティ、少数者への質問事項もあり、手が加わったということは明確ですが、その経年変化ですか、その5年間の市のこう働きかけがどんな形で、様々なところから我々は情報を得て意識改革を気づかぬうちにしているというのが本当でしょうけども経年変化を見るためにあえてこれを同じような形で設定したと、そういうわけでもないわけですね。

【人権交通防犯課長】

基本的にはその考え方でございますけども、後半のLGBT等はさすがに新しい言葉に近いものですから追加という形で入れさせていただいておりますので、前例を踏襲しながら新しい内容についてもお聞きしていくということで変更もしくは、ほぼ追加ですけれども、させていただいているということでご理解いただければと思います。

【委員】

ちょっといいですか。先ほど、男女1000人ずつ任意抽出で年代別にできないという話がありましたが、本当いうと年代別に分けて調査した方がもっと具体的に各層の若い質問ですけども、できない理由は何かあるのですか。

それから、設問の中の5番目「介護についておたずねします」あなたのご家族という表現になっています。家族っていうのは身内も含めた、同居の家族のことを言っているのか同居外も当然あるので、これは同居する家族であるとか同居外でも介護する必要が当然出てくるので、これは詳細な設問にした方が適切かなと思います。

【人権交通防犯課長】

はい、ご指摘ありがとうございます。後半の方はご指摘のとおり分かりにくいところがあると思いますので改善したいと思います。それから前半の方ですけども、すいませ

ん、訂正になりますが、今の私どものやり方は無作為抽出ですから、抽出の条件を設定すればできるというふうなこともありますので、年代別についてはなるべく均等に、というような形にできたらなと思いますので、検討させていただきたいと思います。

【会長】

人数で均等にした方がいいのか、要するに、もともとの人口の比率が違いますのでそのあたりはちょっとまた検討された方がいいかなと。

【人権交通防犯課長】

分母、割合ですよね、パーセンテージを統一させるという。

【会長】

割合の方がいいかもしれない。ちょっと確認した方がいいかも知れないですね。他に何かございますか。

【委員】

最初の設問1ですけれど、「男性、女性、いずれにも該当しない」という「いずれにも該当しない」という表現が適切かどうか。横須賀市が男女共同参画の時のアンケートでは、3番は「その他」にしています。「その他」のところに*（アスタリスク）をつけて、「その他とは性的マイノリティを考慮した選択肢です。戸籍上の区分とは別にご自身の主観によりご記入ください。」という注釈文を加えています。「いずれにも該当しない」、本人にとってその言葉を見た時にどうかなという。そこだけ、この最初に設問を最初に見させていた時に気になっていたのですが、参考までに。

【人権交通防犯課長】

ここはですね、私共も非常に悩んでおりまして、いくつもパターンを考えたところでありまして、最終的に事務局側としてはこれでいこうかということであった訳ですが、これで絶対だという話ではございません。意見をいろんな方からお聞きしながら、最終的には審議会の方でみなさんの、委員さんの中で主にOKをいただいた内容にしたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

【市民部長】

1つ、付け加えて、今のご意見、これを作るにあたって内部的な検討をしましたが、1点LGBT方への配慮と申しますか、どう答えていただくかということが1つと男女共同参画視点の中でそもそも男女という性別のこのアンケートの中で必要あるのかなのか、そういうご意見もみえるじゃないかという、その辺のご意見をいただきましたので、少し事務局でも検討していきたいなと。

【会長】

ありがとうございます。この件について、特に他の方からご意見何かございますか。

【委員】

男性女性という属性は個人を考える時に今まだ必要だろうと思いますし、男女共同参画について考える上では欠かせない要因だと考えています。ただし、今回いずれにも該当しないという形でマイノリティの方への配慮をされたというのは大いに評価できるなどこの赤字を見た時に感じました。が、言われたみたいに「いずれにも該当しない」という言い方は少し切り捨てるようなそんなニュアンスを与えかねないと、どんな言い方をしてもそうなるかもしれませんけれども、男性も女性もその生物学的な意味での、先ほど戸籍上と言われましたけれども、そうした観点からすれば、男性女性のいずれかに所属する訳ですから、該当しないという言い方は宙ぶらりんだなと思いました。で、もしこれに代わるものは何がいいのかと言われたら、問2番なんかにあるのですが、「どちらとも言えない」とか「わからない」という表現があるので、自分自身が自分の性について「どちらともいえない」という認識、あるいは、自分自身でもよくわかっていないのかなとそんなふうな感じ方も表現できるのはないのかなと感じております。

【会長】

ありがとうございました。他にどなたかご意見ある方いらっしゃいますか。

【委員】

男女共同参画条例ができてからもう数年たっていて、私、常に生きている上で生きづらさを感じている人が市民の中でどれくらいいるだろうかといつも感じているところです。今回の意識調査をやる上で、もしその設問が上手に表現できたら。入れられたらどうなのかなと。男性でも生きづらさを感じている人も多くみえるはずで、女性が登用されないという問題もすごくあります。今生きていて生きづらさを感じているのが市民の中でどの

くらいいるのだろうか、何の為に生きづらいかまでは聞くのは難しいかも知れないけれども、普通に生きていて生きづらさを感じているというような設問をどこかで入れられると、この調査に対しても予算は使われて執行されている訳で、もう少し有効に何かできたらと思うのですが。

で、恩田委員の言われた通り、やっぱり表現の仕方、先ほどの表現の仕方をもう一度検討すべきだと思います。みんなが納得いく設問で是非とも意識調査をするべきかなと。よその自治体等々にも問い合わせいただいて、傾向など、その辺も調査していただいてやるのがベストかなと思います。以上です。ありがとうございます。

【人権交通防犯課長】

設問の増加につきましてはですね、可能なかぎり対応していきたいと考えております。例えば、今おっしゃられた男性の方に聞くのかそれとも男性の方も女性の方も、その他で抽出された方も、すべての方に男性にとって生きづらさはあると思いますかみたいなそういうことでどうかというのがあるのですが。

【委員】

男、女としてとかじゃなくて、人として今の男女共同参画条例が制定されて条例が制定されて何年か経つのですが、今の生活の中で生きづらさを感じることはありますかという設問で、「あなたはどうか」ということで。

そうすると、男性、女性の数は出る訳で生きづらさを感じている年代はどこだろうということである程度の調査ができるのかなと思うので。簡単な設問で構わないと思うのです。ちょっと1つ増やしていただければより効果的かなというのはあります。今までそういうものは、ありませんでしたよね。

【人権交通防犯課長】

そうですね。他にないということで。設問としては、「あなた自身の生きづらさを感じることはございますか」というそんな設問でよろしいですか。

【委員】

いいです。いいです。

【人権交通防犯課長】

では、そんな形で少し考えてみたいと思います。実をいうと、今日くらいで内容を確定しないと間もなく発送の準備をする事案で。本当に申し訳ございません。ですので、私どもが設問を再構築して皆さんに承認いただくタイミングがちょっと苦しい状況でございますので、ここでもできる限りまとめたものを載せたいなと考えておりますので、すみません、ちょっと時間を長く取って申し訳ありませんが、細かいところ決めていきたいなと。

【委員】

申し訳ない、そんな進捗状況と把握もせずに勝手なこととして申し訳ありません。でも、せっかくやるのですから、OKがでるようでしたら、それで設問加えるという形で一文載せていただくということでどうでしょうか、会長。

【会長】

そうですね。一応男女共同参画意識調査なので、人権も含めてですが、それに係る生きづらさ、おそらくいっぱい原因としてはありますので、例えばメンタルヘルスなど、そちらのほうからくる生きづらさまで入ってしまうというか、書かれてしまうと担当課が違うという話になるかもしれないので、少し限定する何か、修飾語など付けられれば入れていただいてもいいかなと思うのですが。自由記述みたいな形で。どこか一問加えるという。単純な生きづらさだけだとちょっと広い感じがします。

【人権交通防犯課長】

男女の、その要するに、差別といいますか違いに伴うその生きづらさという、非常にいい言葉じゃないですけど、そういう類の意味で考えていいでしょうか。

【会長】

人権とか、そういうところまで含めてだと思うのですけど。

【副会長】

今現在生きていく上で、ですよ。

【市民部長】

差別と今おっしゃるように、社会的役割とされているものがあると思うのですが、それへの感じ方というのをそういうことを考えると生きづらさというもの。

【人権交通防犯課長】

今の、要するに委員の意向については、委員の皆さんが賛成ということであれば、私どもと会長と委員さんの中で少し協議をさせていただいて設問の枕詞を考えるという形で進めさせていただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。

ご意見いただいた委員さんと会長と私どもで文章を考えて、この範囲を狙おうということを決めさせていただきたいと思うのですが、この場でそこだけを審議しても難しいかなと思うので、申し訳ありませんが、後ほど相談をさせてください。よろしくお願いします。

【会長】

多分、どこに質問をいじるかで捉え方が変わってしまうので。その辺りをちょっと細かく聞いてみたほうがいいですね。この件について他にご意見ある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

生きづらさについて聞いていただきたいというご意見がありましたので、一応前向きにということで、事務局の方と神谷委員と具体的に検討して預からせていただきたいと思います。

【人権交通防犯課長】

お願いします。問１の（３）をどういうふうにするかという話で。

【会長】

この表現についてどなたか他にご意見ございますか。

【委員】

はい、代わりの案について提案します。これは、愛知県の男女共同参画意識に関する調査の返答表記と同じです。「３．答えたくない、分からない、その他」。

【会長】

いかかでしょうか。アンケートということであると、どの人が答えたか分からない、あまりかぶせない方がいいという原則はありますね。ただ、この調査の目的でこの３番目の選択肢として何故これを足したかという豊川市側の意図がはっきり分かるような表現にすればいいと思います。そのＬＧＢＴの方達の人数が分かるように入れたとか、それとも、男女

分けることが嫌だと、そもそも嫌だという人もここに付けていいという意図で入れたのかとか多少違いますよね。今までのご意見で。その辺りはいかかですか。

【市民部長】

「いずれにも該当しない」のような先程のぼやっとしたいい方もありますし、ここでLGBTの方が答えたくないというのは、その通りだと思いますが、それをはっきりさせるのは違うのではないかなと常々思っていて、愛知県のご意見というのは、いろんな選択肢があって色んな考え方の中で3番を選んでということだと思いののですが、それでどうなのかなと、こちらのいずれにも該当しないというのははっきりとそれに近いという意味合いもあると思いますので。

【委員】

そうですね、いずれにも該当しないという表現の仕方もありますけれども。

【市民部長】

表現がきついというのはその通りだと思います。いずれにも該当にしないという言い方があまり良くないとの印象を与えると言うご意見も、ですので、愛知県のご意見も含めて検討して。

【人権交通防犯課長】

もともとですね、レズビアンの方、ゲイの方でも私は男ですよ、私は女ですよというように明確に左側に○をつけられる可能性のある方もみえますので、ここでLGBTの方を探ることではないので単に男性、女性、その他で私はどちらでもないというその選択肢を増やしたいだけのことでございますので、あまりそこですね、この項目についてはLGBTの為に私は思っていないです。単に男性女性云々というので悩んだ方には3番をつけていただく、その程度の感覚で私は思ったのですけれども。それがいずれにも該当しないという言葉にも表されてしまったのかなというのもありますので。ただ、表現の不適切さは何となく感じるところでございますので、どちらとも言えない、分からないという話でもいいのかと思ったのですが、その他という形で、括弧して、何かご自身で記載していただくというやり方のアンケートもありましたので、そういうのもありましたので、ここは多種多様ですね、他の自治体さんも。

【会長】

どちらとも言えない、分からないと言うのと、いずれにも該当しないというのは全然意味が違うので。女性、戸籍上は女性だけど私は男性として生きていますというはっきりしている人は男性につけられるかもしれない。一応、事務局としてはそれでいいという、そういうことですか。

【人権交通防犯課長】

はい、ここでLGBTの方を把握しようと意図はない。

【会長】

ちょっと県のやり方とは違うということだと思うのですね。いずれにも該当しないという訳ではなく、「その他」というご意見をいただきまして、私、大学では「その他」と使うのですが、でも、明らかにマイノリティとその他という感じもしなくはないので、いずれにしても、難しいかなという気はしております。これは、おそらく「あなたの性別は次のどれになりますか」という元の質問との、それに対する選択肢という問題もあると思うので、LGBTの方を把握しようという意図では特にないですというのは分かるような設問になっている方がいいのかもしれない。

【委員】

県のように書くのではなくて、会長の言われたように「その他」、「その他」に括られるのもねと思いまして、何も書かずに3番というのは、おかしいですね。

【人権交通防犯課長】

3番として、括弧書いて。

【委員】

括弧だけ書いて、自由意見のような感じで。男性とっていれば男性でいい訳で、女性とっていれば女性でいい訳で、そこ、どちらにも書きたくないという人は、自由意見のように、何にもなしにするとご自分で判断されるかなと思って。3番は何ですかという電話は入らないと思うのです。だから、ご自分で自由の主張というか、それだけでもよくないかなって。把握したい訳ではないということならば、別に自由にどうぞという、それは、行政が出すのにはおかしいですかね。

【市民部長】

う～ん、括弧だけだと。その他と書いて、もし理由があればということで、「理由：」で空欄を入れておいてそこに書いていただける方は書いていただく。

【会長】

理由というか男性でもなく女性でもなく、何というのを書いていただいてもいいですし、委員が言われたように趣旨がはっきりしてれば※ではっきり書いていただくと一番分かり易いかと思うのですが。

【委員】

今の趣旨でいけば、例えば、さっき言ったように答えたくないとか回答したくないという、自分の意志表示として回答したくないと。

【人権交通防犯課長】

今考えたことが、1、2番以外と書こうかと。

【委員】

いきなりこうお書きくださいにしたらどうですか。あなたの性別は何ですかとして記述するならば、男とか女、昔いろんな調査書などで男性女性と書いていて丸をつけるというようなことがありましたけど、性別の欄は空欄にしてそこで自分で男とか女とか書くような形に最近は変わってきていますから、次のどれになるかという選択肢を用意するのではなく性別は何ですかという形で記述するようにしたらいかがでしょうか。

【会長】

ありがとうございました。いかかでしょうか。これマークシートとかチェックシート式みたいのですか。

【人権交通防犯課長】

これに直接記入していただいて回答いただくことになりますので。例えば、あなたの性別をお書きくださいというのは可能ではあると思います。

【会長】

書いていただく欄を作っておくのはいいのではないかと思います。「その他」で書くとか。だから、それかこのどちらかぐらいかなと思います。

【委員】

事務局の1、2以外だと、またおかしい。1、2以外。1、2以外。括弧。

【市民部長】

1、2以外だと、イコールLGBTの方という印象になるのではないかなと思いますけど。だから、「その他」で、もしご意見という理由という主張あれば書いていただく欄を設けるという。

【委員】

会長が調査した時「その他」で何かありましたか。経験上。

【会長】

括弧はなしでやることが多いのですが、最近は、普通に何人かつけてきます。ですが、歳が上の方ほどあまりカミングアウトした経験がなくて、答えたいけども、答えづらいとか答えにくいというのはあるかもしれないので、答えやすいようにはしておいた方がいいのではと思います。その他括弧がいいのかなと思いますけど。

【委員】

県も「その他」はあるのですが、括弧はなかったです。

【委員】

だったら、豊川、括弧つけたらどうでしょう。

【会長】

答えたくない、分からない、その他の人が3番をつける。みたいな形。じゃ、なぜつけたか分からない。その他で括弧だと分かりづらいでしょうか。

【委員】

愛知県は、分からないところが狙いじゃないですか。先ほどの話だと3番の内容はわからなくてもいい。愛知県は多分どれかにしちゃうと分かってしまうので、その3つだったら3番ねと言え、その人が何でそれにしたか分からないという、見た人には分からないというのと、もう一つは、いずれにも該当しないことは絶対ないので、心だろうが身体だろうが絶対男性か女性かどっちかじゃないですか。

【会長】

1番だけとか2番だけとか決めつけられないという意味で。

【委員】

であれば、「分からない」。さっきの設問で答えられるかなと。「該当しない」とバシヤと書いちゃうと自分は違和感があって、男でもなく女でもなく、別の性がある。「その他」というのも「その他」だけやると「男性。女性。その他。」。『「その他」？』という。はっきりさせなくてよければ、愛知県の答えさせ方は賢いなど。

【会長】

わからないという選択肢は、多分男性か女性か分からないと思っていらっしゃる。

【委員】

そうです。それで、「その他」も男性でもなく女性でもなく両方、その身体は男性、心は女性ですよというみたいなのが「その他」になると思いますが、3番に○を打っていただければ良いわけで。こちらはそれが何で○を打ったか分かんなくても困らないのであれば、賢い選択肢かなと思っています。

【委員】

おっしゃるように愛知県は賢い書き方したなと思って。先ほど、事務局の方が「分からない」で良いということであれば。愛知県の書き方もありかなと。

【委員】

はい、愛知県の書き方にしても「その他」括弧というのは付けたいと思います。自分の性別を、男、女じゃなくて違う表記の仕方で表現したい、主張したい方もいらっしゃるのです。その人の為にも自由記述欄は付けたいと思います。

【委員】

さっき僕が言ったのは「その他」の単独だよね、「その他」の単独で括弧をつけると「その括弧は何？」という話になってしまうけど、今おっしゃったように愛知県のやり方の「答えたくない」「分からない」、そこに並列接合体書いてあれば括弧をつけたとしても何かその辺の形で書かれるという形でいいのかなという気もしますけど。「その他」だけだと括弧つけても何のことだ、どういうつもりですかという質問が絶対にくるはずですから。愛知県方式で括弧つける分には誘導されているので2つ。私はこの括弧を特に書きたいみたいなね。その場合は括弧をつけてもいいのかなと。

【会長】

他にご意見ございますか。この場で決めた方がよろしいですか。

【市民部長】

そうですね。私も、「その他」でもしご主張あれば括弧というか、愛知県方式に多少2、3の定礎を並べるような形ですね。上でさらに、「その他」といえるか分かりませんが、「その他」括弧でいえるか分かりませんが、括弧でその主張、ご意見を書いて下さいというふうなことを付け加えて書いていただいでいいかなと。

【会長】

アンケートとしてはあまりよろしくないやり方ではあります。選択肢が合体していると。ただ、「その他」の欄に書く欄があって特定できるのと愛知県のデータと比較ができるという利点もあるので、愛知県と同じ選択肢にする、そういう理由ですというやり方はいかなと思いますけど。いかかでしょうか。

【委員】

「答えたくない」、「わからない」、「その他（ ）」。

【委員】

ちょっといいですかね。これ、あくまでも調査であって、目的、今言われたままでやっちゃうと、結局、調査結果分からなくなっちゃう可能性があると思います。だから、最初の提案にするのか、反対に言われた「どちらとも言えない」とか「その他」でいいと私は個人的

に思いますけれども。

【人権交通防犯課長】

要は、例えば「その他」でいろいろ書かれてもアンケート結果に反映されることは実はないですね。男性の方がこんな回答しています、女性の方がこんな回答をしています、「その他」要するに、男性でも女性でもない主張されている方、もしくは答えたくない方はこんな回答していますという、その3つしか選択ないので、ここは、私は男性でも女性でもないと、書きたくないと、そのトータルの方、男性としたりたくない、女性としたりたくないという以外の方が付けていただくというくらいで十分かと思いますので。括弧をつけるまでは必要ないのかなと私は思っております。どんな方がみえるのかというのは、違う調査になるのかなと思いますので、ここでは性別。男、女、第3という形の分類ができればというそんな感じで考えております。

【会長】

愛知県と同じ。もし変更するとしたら、それがいいと。いかかでしょうか。

どういたしましょうか。事務局が作られた第一案のままでは、やはり違和感がある。愛知県の方法で括弧は使わないでという選択肢はいかがでしょうか。それならば、その方がいいという。わかりづらい感じですか。

【委員】

○付けにしているので簡単の方がいいですよ。女性か男性かそれじゃない人という区分だけでいいという感覚でいけば本当に1つで「その他」みたいな方が分かりやすいのではないかなと思いますけど、そのように難しく考えてしまわずに。

【委員】

設問そのものなのですが、もともとこれは、席上のものじゃないですか。自分自身が女性だと思ったら女性でもいいし、男性だと思ったら男性でもいいし、「あなたの性別は次のどれになりますか。」の次に括弧書きで「戸籍上の区分ではなくご自身の主観によりお答えください」みたいなことを一文置いておいて、「1 男性、2 女性、3 その他」と書けばと思います。

【市民部長】

その辺が、LGBTへの理解になるのですが、曖昧な、ボーダーレスの部分の方からして、どちらか決めてくれと、「その他」というのがありますけど。ちょっとその戸籍上云々と書くのは、ちょっとどうかなと。

【委員】

全体の質問として、「その他」はそういう人を選んでいるのではなくて一番上の頭の設問、「男性」とか「女性」とか「その他」そのものが戸籍上のことを言っている訳じゃないですよという宣言されたという。

【市民部長】

逆に宣言するということですか。戸籍上のものではない。

【委員】

「その他」にやってしまうと、こうになってしまうので。もう1番、2番、3番そのものが。だからこそ、「(1) あなたの性別は次のどれになりますか」へいきなりここに括弧書きして定義付けちゃって。

【会長】

「あなたはご自分の性別をどのように認識されていますか」みたいに聞くことはよくあります。そうすれば、戸籍でも生物学的な性別でもなくというのを聞いているだろうなというのは分かりますが。ただ日本語としては、分かりづらく、認識なんて固いですから。

「その他」でも悪くはない。括弧は、いらないでしょうと。その場合には、(1)の後の「あなたの性別は」の後の設問の仕方、質問の仕方をちょっと検討した方がいいかなというふうなようですね。

(1) ですかね。愛知県は、ちなみに、質問自体は何てきいているか分かりますか。

【人権交通防犯課長】

「あなた自身のことについて」という大きなタイトル中で「“調査結果を統計的に分析する為にあなた自身のことについてお聞かせください”」、「性別」とだけ書いてあるだけです。で、「男性、女性、答えたくない、分からない、その他」という、そういういずれかの選択肢。

【会長】

「次のどれになりますか」、「いずれにも該当しない」という表現がちょっとキツイ、固いというのであれば、シンプルに「その他」でもいいのかもしれませんがね。括弧も付けない。いかかでしょう。違和感ありますか。

では、皆さん、大体ご意見はいただきましたか。分かりやすくした方がいいというご意見もあるし、違和感があるとういうな、ご意見を踏まえて事務局と私がもう少し検討したいと思います。

他にございますか。

【委員】

はい、順番に3ページの1番上（7）「結婚している方におたずねします。あなたの配偶者の職業に該当する番号を選んでください」という問は、この調査ではあまり必要なくてもいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【市民部長】

これも基本経年変化というか、近いこともありますし、やはり職業別のその考え方もやはり前回とともに傾向ですね。そういう前提の中でやるものですから必要かなと思います。

【人権交通防犯課長】

配偶者がどういう状態か、所得とかその社会的な状況を勘案してという事になりますので。必要な質問だと思っておりますので、このままでやらせていただきたいと思います。

【委員】

文言についていいでしょうか。この2、3ページで引っかかったのがあります。

2番の発問ですね。「男女の平等観についておたずねします」という、ここが、問の2からある各項目と少し違和感を覚えました。男女の平等、男女平等ということについて尋ねるのかなと、この2番の大きな設問からは感じられますが、やっぱりここは男女の立場、あるいは、地位とかね、そういう言葉を入れて、「男女の立場・地位の平等観」とした方が問の2の内容とよくマッチするような気がします。さらに、「平等観」の「観」というのはこちらの「観」ではなくて一人ひとりの感想とか思いという意味で、こんなに仰々しい「観」は、これはちょっとおかしいのではないかなと、「感想」の「感」の方がいいような気がしました。検討してくだされば結構です。

【人権交通防犯課長】

私どもとしては特に反論することはないので。皆さんがそれで改定といいますか修正しなさいという話であればそれで結構でございます。

【会長】

じゃあ、ちょっと確認します。3ページの大きい2番ですね。「男女の平等観」について。「平等観」という言葉はあまり使わないですけど。

いかがでしょうか。何かご意見ありますか。2番、「おたずねします」の設問です。もう少し設問の流れと違和感があるとういうのは、そうかもしれないなと思いますので。ちょっと持ち帰りで検討させていただきます。ここは。わかりづらいというのはありますが、他に、じゃあ、何といったらいいかちょっと難しいので。

2ページ、3ページはよろしいですか。

【委員】

「平等観」の「観」という字がね、この観点とか見解とかというそういうものではなく、その個々の人が、家庭に、それぞれの場面、状況、内容に応じて男女の立場の平等をどのように感じているかというぐらいの設問であろうと思いました。少し。内容的にはね、経年変化を見る上では問題ないけど、やはり違和感のある言葉については直していただいた方がいいなという。

【会長】

ちょっと、ここはすみませんが持ち帰りで検討させてください。

では、4ページ、5ページで何かございますか。4、5はないですか。

じゃあ、6、7。

【委員】

問6番ですね。選択肢7番。「男女平等が図られるよう」というのも漠然としていますから、ここで「家事、子育て、介護、地域活動」という限定した内容についての質問であるならば、「家庭、地域内でというふうにしておくと」法的にはとか、職場ではというのが排除されますよね、もちろん問6の設問文に「家事、子育て、介護、地域活動」とある訳ですが、再度このところは「家庭地域内で、男女平等が図られるよう関心を高める」というのがいい

いのでないかなと思いました。「男性の」というふうに限定するのは、「女性の」というのを排除することになって、「なぜ男性なのですか」と思いました。

【会長】

これは、男性の関心が低いからでしょう。

【委員】

でも、女性の関心も同じように高めなければ男女同じように高めていくことが必要なのであって、前提として男性の関心は低いということを暗に想定しているような質問だなと、そういう意味で感じましたけどね。

【会長】

想定しているのだと思いますけどね。

【委員】

だから、その想定だけでなく女性も家庭内はしょうがないわと、私なんてどちらかと言うと放棄していますけど、そういうところで、「男性の関心を高める」ならば「女性の関心を高める」という項目があってもいいのかなと思うし、特に男性女性にしくなくてもいいのかなというそんな感じですね。先回の調査はこの文言でしたから、それと同じで変化があるかどうかと知りたいということであれば特段これに固執するものではありません。

【会長】

ありがとうございます。多分、原因として考えられるもので、改善を求められるもので代表的なものが上から挙がっているということだと思いますので、どちらかと言えば、正直なところ男性の関心を高める必要があるかなということだと思いますが。これは、前の調査との対応ということで変えない方がいいかなと思いますので、一応ご意見は伺った上でそういうふうにさせていただけたらと思います。いかがでしょうか。

では、6 ページ、7 ページ、何かございますか。子育て関係ですね。

他にありますか。8、9 はいかがでしょうか。

先ほど、問 13 番、「あなたのご家族」のところをどなたか何か。

【副会長】

実家に一緒に住んでいる人と住んでいない人の介護ですから、そうですね。さっき、考え
るとおっしゃったので。

【会長】

そのご意見ありましたが、他にございますか。

【委員】

はい、問の１４です。問の１５と同じく（３つまで○）をつけるようにしたらいかがでし
ょうか。これは、複数人で介護しているということもあると思ひまして、１位がはっきりし
ないケースがあると思ったからです。

【会長】

赤字で加筆していますので、事務局としても検討してほしいということによろしいでし
ょうか。

【人権交通防犯課長】

基本的な話として、その男性が介護を主に担っているのか、女性が介護を主に担ってい
るのかという部分を知りたいという部分もあるかなと考えていますけど。

【市民部長】

これは複数回答かということをつけ加えるということでは駄目ですかね。

【会長】

あるいは、主に誰がということを知りたければ順位を書いてもらう。１番、２番、３番。
複数書いてしまうと誰がメインか分からなくなってしまうことはあると思うので。それで
もいいのであれば、２つまでとか、３つまでとか、複数でもいいとは思ひますけど。

【市民部長】

その方の感じ取り方で、５０：５０で。ご夫婦でやってみえれば複数回答で回答するケー
スもあるし、そこらへんは選択してもらっても構わないかなと思ひております。順位まで
書いていただかなくても。

【会長】

順位まではいない、複数回答で。調査の目的としてはいかがですか。それで大丈夫ですか。

【人権交通防犯課長】

これ、最初おそらく、介護というのが高齢の方の介護というイメージで書いてあると思うのですが、実際のところは、障害を持たれた方の介護とか、いろいろパターンがあるかなという、全体で選択肢としておかしいところが出てくるのかなと。

介護休暇制度とおっしゃられる高齢者の介護しか対応してないので、そうするとこの前回の選択の内容は、おそらく高齢者の介護を狙っていたのかなと思うので、それがはっきりわかる形にまずしなければと思います。

ただ前回のもしかしたら障害に関する介護のことで回答した方もみえるかもしれないので、まあ、あんまり細かく変に書き換えるのもおかしくなってしまうなという感じで。すいません、今更こんなことで申し訳ないのですが。

で、あの設問の中で、部長が申した通り、例えば、二つまでとかいうぐらいでよければ、それくらいならいいかなと私は思います。

【会長】

3つじゃなくて2つぐらいまでとか。じゃあ、これはあまり大きく設問を変えないで2つまで○ということで複数回答可という方向で、最終的に考えさせていただきたいと思います。

他にありますか。8、9ページ。よろしいですか。次、10、11はいかがでしょう。よろしいですか。

【会長】

12、13ページはいかがですか。LGBTについての設問が加わっておりますのと、あと、もともとあった選択肢については比較したいということですので、ほぼほぼ変えずに選択肢を追加するというようになっています。よろしいでしょうか。

【委員】

問の25です。「あなたの身近（あなた自身、家族、親戚、友人、職場関係）にLGBT

の方は、いますか。いる、いない。」という問です。これは、当事者が読んだ時、どう思うのかなと思ひまして、次の文を追加したいと思ひます。「当事者の方はあなたの身近に性的少数者はいますか。」いかかでしょうか。

【委員】

あなた自身と入っているから、それじゃいけないのかな。

【会長】

だとしたら、「あなた自身」、あるいは「あなたの身近に」というふうに、どっちも混ぜてよいのであれば、そういうふうに聞く手もあるかと思ひますけど。

【委員】

なるほど。あなた、またはあなた自身の。

【会長】

あなたの身近という聞き方でも事務局の意図としてはいいのではないのでしょうか。

【人権交通防犯課長】

どのくらいの方がそういう方と係っているのかというそういうことを知ることのそういう設問だと思ひますので、とにかく自分を含めて、まわりに付き合っている範囲の中でそういう方がみえますかということが分かればいいという設問のつもりで書いておりますので。先ほど言われたとおり、あなた自身、もしくはあなたの身近にそういう方いますかというふうに変えるのは1つかもしれない。括弧のなかの「あなた自身」というのを外に出すという。

【会長】

そうですね。もし一緒に混ぜてしまってもいいのであれば、そういうふうにした方がはっきりというか、当事者の方は自分のことも入れていいのだなと分かりやすいかなと思ひますが、それでも大丈夫ですか。

【委員】

はい、大丈夫です。

【委員】

はい、あの同じく問25なのですけれども、あなたの身近に、LGBTの方がいるかという設問もありますけれども、今回初めて市民意識調査するので、LGBTの認知度を問うことを提案します。代わりの案でいうと「LGBTとはセクシャルマイノリティの総称の一つということを知っていますか」という問でもいいと思いますけど、いかがでしょうか。

【人権交通防犯課長】

問28の「言葉を知っていますか」というところでは不十分だということですか。

【委員】

そうですね。この問25よりも。

【会長】

前に聞いた方がいい。

【委員】

そうですね。

【会長】

でも、LGBTの方以外の用語についても入っていますから、多分最後になるのだと思います。あるいは、1、2、3で分からないと入れる。

【委員】

いいですか。特別、私、事務局案で違和感を抱かなかったのがいけないかもしれないけれども、28番にあるので、取り立てこれだけを突出してやらなくても、知っている、知っていないというのを把握できるからいいかななんて個人的には思ったのですが。全然聞いてないのじゃまずいけど、一応訊いていてここの文言すべての「ワークライフバランス」だって知らない人は知らないわけで、5番で。「デートDVなんて、何のこと。」という人はいる訳で、この設問をずっと読んでいくうちに市民の人達がこの啓発を余儀なくされるみたいな形で知らなかったという答えがかえってくれば、事務局としては数を負う上では何ら問題ないのでないかなと私は思いますけど、どうでしょう。

【委員】

分かりました。

【会長】

では、他にありますか。12、13で。

【委員】

すいません、問26で一つ追加したい選択肢があります。「同性で結婚できないこと」という選択肢を追加したいです。現在の憲法では、異性のみ結婚できます。他者に害を及ぼさず愛し合う者同士の結婚ができないのは人権侵害にあてはまると思うからです。

【人権交通防犯課長】

はい、有難うございます。新しい項目ですので、追加は構わないとは思っておりますので、同性結婚についての言葉は入れても構わないと思います。あの、審議会の方で支持いただければと思います。

【会長】

いかがでしょう。異議がある方いらっしゃいますか。なければ、7番で、よろしいですか。3番の後でよろしいですか。

【人権交通防犯課長】

5番なんかは権利だと思うので、はい、権利は権利ですので、ですので順番としては6番か7番くらいに入れればいいのかと思いますけど。

【会長】

順番は一任ということで、どこかに結婚に関係していることを入れましょう。

あとは、よろしいでしょうか。最後の14ページ、15ページはいかがでしょう。赤字がないということは、ほとんど変わっていないということですね。

【委員】

引がかかったところだけ、もし変えていただけるなら検討いただきたいと思います。

問29の選択肢の8番になります。「学校教育において子どもたちが男女共同参画に関する正しい知識を習得できるよう」、そのあとに、「メディアリテラシーについての学習の充実」という形で学習の内容をメディアリテラシーに限定していますけれども、必ずしもそれだけではなく幅広く考えることが本当は大事じゃないかなと思っています。メディアリテラシーについては欄外に補足説明がついている通り「主体的に読み解き自己発信する能力」、あの、批判的に自分の立場や多様な情報についてかみ砕いて理解しそれを自分から発信するというそういう意味になっていますので、男女共同参画というその範疇に入る様々な出来事をきちんと自分なり考えられるという意味では悪くはないのですが、それが無くしたとて正しい知識を習得できるよう学習の充実を図るで十分ではなかろうかと、私は思いました。現在学校教育の場で、男女共同参画に関する知識習得というのは学校教育の様々な授業であり学校場面であり、学校教育全体で取り組むべきことだと思うのですね。社会科とか家庭科とかなんていうのは筆頭に、教科科目としては出てくるのですが、道徳とか特別活動だとかそういの全部含めて人権の尊重とか男女平等だとか男女の協力というような、そういうふうになると単にメディアリテラシーというところのくくりで限定しない方がいいじゃないのかなとそういう思いがいたしました。

【会長】

はい、有難うございました。事務局の方から何かございますか。

【人権交通防犯課長】

はい、メディアリテラシー以下の言葉を取って「正しい知識を習得できるような形にする」というようなそういうニュアンスで、幅広く受け止めるという話でよろしいでしょうか。文案がパッと出てこないものですから。どうやって修正すればいいのかなと。メディアリテラシーという言葉をもう、こう出てしまうとこればかりに目がいてしまうので、そこを取ってしまうという形でよろしいですか。

【委員】

前からの質問よろしいですか。あえてメディアリテラシーが足りないから情報を鵜呑みにしているでしょ、ダメじゃん。という意図であれば、あるのだろうなと。学校でちゃんとメディアの見方やネットの使い方を教えてないから鵜呑みにしちゃっているの知識が歪むよねという意味なのか、じゃなくて学校の授業でちゃんと教えているのかなというのかどっちなのかなと思って。

【会長】

8番のそのメディアリテラシーの限定を取ってしまう7番とかなりかぶってしまう。今、白井先生が言われたような意味とか漫画とか映画などでもかなり歪んだジェンダーの描写がありますので、そういうものについてネットにおいてということであればこのまま残しておくという手もあると思うのですが。豊川市の条例のこのメディアリテラシーの説明はかなり広いですね。ネットとかだけじゃなくてかなり広い定義になっているので、今現状の既成の考えを無理にしないでという意味で最初は作られたのかなというように思いますけど。

【委員】

そういうことであれば、要するに先回との調査結果の比較もできるということですかね。ただやっぱり私は引っかかりを感じるがありますね。7番の方はですね。「男女平等と総合理解」という言い方になっているので、非常に広範な内容を漠然と捉えている。でも、8番は「子どもたちが男女共同参画社会に向けての知識を習得できる」とそういう言い方にしているために、だからこそメディアリテラシーですよと言われるのであれば、特に反論はしませんが、ここら辺に引っかかりを感じたということですね。学校教育というものは、本当に特別な教科であったり特別な先生であったりというのではなく、学校教育全体でこの場面すべてで男女共同参画考えさせられる貴重な機会だと私自身は思っております。

【委員】

ここで言い訳するわけじゃないですが、5年間でメディアがとても発達して、もう小学校でメディアリテラシーやっていると間に合わない。2歳がこうやってスマホを使う時代ですので、もし先ほど言ったようにメディアリテラシー学校で頑張っただけというのであれば、今どきもうそんな時代じゃないぞというのが本心ではあります。僕は、別にこだわるわけではないですが。

【会長】

メディアリテラシー、どういう言葉から思い浮かべる意味が人によって違うかもしれませんが、一応ここで限定されているので、そうすると今恩田委員が言われたようなすべての科目に共通している情報ということになるじゃないのかなと思いますけど。ネットの、メディアにかかわらず。いかかでしょう。とりあえず、このままでいく。大丈夫ですかね。

では、一応最後まで行きましたが、確認し損ねている箇所はどういたしましょうか。

【市民部長】

資料7をもちろんやっていただくのですが、時間長くなって、5分とかお手洗いの時間をおかせていただいて。

【会長】

では、いったん5分ほど休憩に。

～休憩～

【会長】

では、資料7についてですけれども、何か説明。はい、お願いします。

【人権交通防犯課長】

再び説明しますと、ハラスメントの部分で前回セクシュアル・ハラスメントをやっていましたけど、他のハラスメントも含めた問になって部分が追加になっています。それから、男女共同参画こちらの方はまるまる追加になっています。そんなような感じで変わっておりますのでご覧いただいております。

【会長】

はい、基本的にはやっぱり過去の結果と比較するために表現そのものはあまりいじらないで追加するという括弧になっています。では、最初からいきましょう。

1ページ目のカバーシートのところはいかがでしょう。特にないですか。大丈夫ですか。

はい、では開いていただいて2ページ、3ページですね。1番、2番いかがでしょう。大丈夫でしょうか。

では、4、5ページはいかがでしょう。他にはございますか。いかかでしょう。

では、もしなければ次の6、7ページをお開きください。いかかでしょう。

そうしましたら、最後8ページ、9ページをご確認ください。

【委員】

問の１６で確認なのですが、現行の「女性活躍推進法」の行動計画でいくと従業員の規模３０１人以上が義務、届け出義務ですと、で、３００人以下は努力義務という形で、そういう法律上の片や努力義務で、片や義務だと言われている。でも、無作為でやるというアンケートはどうなのかなと思って。差が変わってしまうのかなと。

【会長】

これは、企業の規模によって。

【委員】

３０１人以上のたまたま選ばれた企業だったら、愛知県が１００%ですので。１００%策定していると返ってきますが、３００人以下だと義務ですからはっきり言ってそんなに高くないです。法も改正されて、むこう３年間の間に今度１０１人以上が義務なのですが、まだそこまでいっていないものですから。そういう状況で単純に無作為のアンケートを取った時にアンケートとして機能するのかなと。

【会長】

そうすると、該当する企業とそうじゃない企業を同じくらいにするとか。義務の企業はやっているに決まっているので聞く必要がないという話になるわけですね。

【人権交通防犯課長】

前回ですね、統計の取り方の中で従業員の基本ベースでクロスチェックをかけていますが、１９人以下と５０人以下、１００人以下、１００人以上その４つしかないのですね。そうすると、もう、正直例えば３００人以上かそれ以下かで要するに義務じゃないけどもやっていますよっていうところを把握するということができない形になっちゃっていますので、これは従業員の規模ベースところをどうするかということもありますが、３００人ですね、３０１人。

【会長】

もともと小さい規模の努力義務企業がほとんど対象になっているということで。

【人権交通防犯課長】

実際は１００人以上という企業が全体の回答の中で、約３０%ありますが、その３０%

の企業さんが300人以上なのか301人以上なのか、それ以下なのかわからない状態でやっています。で、前回のその数字を比較する場合はそこがやっぱり人数としてはそういう形で分けることになってしまうので、坂東委員が言われたような、傾向が、義務のところがあったり、なかったりという話になると少し困るなというところがあります。

【会長】

問2の従業員数についての回答で区分けが分かるものですか。その義務か努力義務か。

【人権交通防犯課長】

ですので、ここの部分だけ例えば300人以上書かれたところは除いた統計を出せばその出ることは出ます。そこだけ、ちょっと分類のレベルを変えるということは可能だと思います。

【会長】

現状でも問2の回答をもとにして結果を2群に分けて、あるいは2群、3群なりに分けて統計をかければ義務のところとそうじゃないところと分けて解釈できる。

【人権交通防犯課長】

確認はできます。ただ、他のところ、他の項目は、例えば今言った4分割、100人以上もしくはそれ以下で3つの分類になりますが、その分類でクロスチェックかけていますので、それと同じ形で出そうと思うと今の女性活躍推進法の部分だけは、300人以下の企業さんは、義務のないところでのどのくらいやっていただけるかというのが分かるよというところだけは違う分類になります。もしくは、今言ったように19人以下と50人以下、100人以下、100人以上。99人か。そういう分けをしておりますが、100人以上の中で301人以上の規模の企業が何件あるかという横出しすればできないことはない。

【会長】

そこはぜひやっていただかないとあまり足した意味がなくなってしまうので。

【人権交通防犯課長】

301人以上、評価する時に今の坂東さんの意見を参考させていただくということでお願いいたします。

【会長】

質問はそのままで大丈夫でしょうか。結果の解析のところでもう一部多い企業を分けて結果がわかるようにしてください。対応したいと思います。

他はいかがでしょうか。

【委員】

分割というのは、「えるぼし」の方だけですので、あの「あいち女性輝きカンパニー」と「ファミリー・フレンドリー企業」までは分らないですが、「えるぼし」の人数があったような気がしましたが。あの女性活躍推進法とリンクしているので「えるぼし」の301人以上が義務の方で、300人以下が努力義務。すみません、「あいち」の方は知らないです。

【人権交通防犯課長】

義務化されている部分は除いた統計を取るような形で数字を。

【会長】

除いたというかそれが分かるようにしていただければいいと思います。簡単なのは100人以上を大きく分けてもう一段階、300以上と100～300未満に分かれるようになっているのならば十分じゃないでしょうか。

他はいかがでしょうか。

【委員】

前に戻っていいですか。3ページの問の5番です。選択項目の1番ですが、「男性の家事参加を促進し、女性の家事・育児・介護などの負担を軽減する」というこの書き方について、少し考えていただきたいと思います。男性の方に家事、参加促進、女性に家事・育児・介護と3つ付けると、「育児介護は、男性はいいの。」という感覚を持ちますから、やはりこういう時は家事育児介護について男性の参加を促進し女性の負担を軽減すると、その両性に男女それぞれに同じような関わり方になるような表現の方が少なくとも男女共同参画に関わる意識調査の場合には適切ではないかなと思いました。

【会長】

私も同意見ですが、いかがでしょうか。これは単純に家事・育児・介護というのを男性の

とこに持って行ってしまっただけで後は使わないで分かるようにすればいいと思いますので。
大丈夫でしょうか。

【人権交通防犯課長】

はい、ご指示のとおりいたします。

【会長】

では、後半はちょっと早く過ぎ去ってまいりましたけども。例えば、いくつか宿題になっておりますけども、一応、私と神谷さんとか関係している委員の方と確認して訂正していただいて、それをメールで送っていただいて皆さまに確認していただく機会を作っていたく、それでいいですか。

【人権交通防犯課長】

最終決定、皆さんにお示しして、それで最終決定ということです。まずは、修正作業にかかりますので早急に作業した後の分は皆さんにお届けをいたします。

【委員】

すいません、この投函の締め切り日は、いつぐらいを設定するつもりでやられていますかね。11月●●日となっていますが。今が10月始まっちゃって。11月どうでしょうか。

【人権交通防犯課長】

すいません、17日までに原稿を確定させて、印刷にかけるという感じですので。

【会長】

17。10月の17日までに確定。

【人権交通防犯課長】

10日後ぐらいを目途にということですので。

【会長】

その段階の原稿はほぼ承認いただけますかという確認ということになりますよね。それよりももう少し早くできあがればご意見いただいて、もう一回となり、できますけど。それ

は、基本的には難しいかも。

【人権交通防犯課長】

まずは、ちょっと、速やかにやります。

【会長】

11月中であれば、大丈夫ですか。それでも間に合わないというようなお話ですか。

【委員】

11月のおしりの方で、例えば事業所なんか回答くださいという感じになるのですかね。

【市民部長】

これ目途ですので、まず本日のことをしっかり精査させていただいて委員長に来週中までにはお届けして、確認させていただいた上で速やかに送らせていただくというようなスケジュールです。

【委員】

前回の事業所が、本当にいつもこれをやっているわけではないので、担当部署にポンと回されたりしても困ったという話をチラッと聞いていて、その期間が短いと仕事もあるのでいかなものかなと思って。大きな企業だったら総務というのがあるけども、送られるので中小で頑張っているような企業でこれを回収するといった時に回収率を高めるためにも、ある程度期間がいるかなと私思います。

【人権交通防犯課長】

2週間ほど、その回答期間ですかね。私どもが送ってから2週間程度で回答という形で。

【副会長】

11月の終わりくらいでないと。2週間というと、今から出して17日にできてきて、11月の終わりくらいであれば。

【委員】

回答側の考えないと、いつもこれの回答する為の仕事をしているわけじゃないので。特

に小さいところは。だから、個人でもそうですけど、初めて見るようなものに対して、その、ずっとこうやって精査して出したら早く返せっていうのはどうかなと思って。

【市民部長】

それは、お約束させていただきます。あの、その期間を短くするというのはいたしませんので。その前後の中で行政方が工夫させてやらせていただきますので。

【委員】

それを考慮すると行政に協力する事業所も市民も増えてくるかなと思うので、ぜひ努力義務でやっていただけたらと思います。

【会長】

2週間では短いということ。

【委員】

短いと思います。仕事していますからね。

【会長】

これ11月中じゃないとまずいわけですか。12月に入っちゃうとちょっと厳しい。

【人権交通防犯課長】

集計をしてその結果をみなさんにお示しする。また、3月には出したいと思いますので。その事務期間がちょっと厳しくなるのかなというところですが。もし、後ろに送って作業期間をちょっと短めにするということを上乗せしていただきたいと思いますので。

【委員】

ちょっと努力していただけたらと思います。申訳ないです。

【人権交通防犯課長】

はい、またこの案を出す時に皆さんにお渡しする時にスケジュールをまた出させていただきます。

【会長】

では、一応これで本日の議題はすべて終了しましたが、事務局の方から何かご連絡ありますでしょうか。

【人権交通防犯課長】

はい、よろしいでしょうか。すいません、長い間お疲れ様でございました。本日の審議会の内容をですね、反映させたものを清書しまして素案としてもう一回皆さんに送らせていただくということで、今のご意見をいただいた中でいつ発送するか、いつ回収するかというのは再度事務局サイドの方で検討させていただきたいと思います。それから、予定としては、次のこの会ですね、3月中旬くらいにやらせていただきたいと思いますので、早めに決定したいと思いますので、またご連絡をさせていただきます。ご参加のほうよろしくをお願いいたします。事務局からは以上でございますが、先ほどの「生きづらさ」について、すいませんが、会長さんと神谷さん、少し後で時間ください。をお願いいたします。ありがとうございました。

【加藤会長】

では、令和元年第1回豊川市男女共同参画審議会をこれで閉会させていただきます。皆さん、お疲れさまでした。長時間ありがとうございました。

【全員】

ありがとうございました。